

様式2の1

林業・木材産業成長産業化促進対策
事業構想

愛知県

1 地域の概要

愛知県は、県土面積の42.3%を占める218,498haの森林を有し、このうち地域森林計画対象国有林は206,361haとなっている。古くから植林をすすめており、人工林面積は131,316ha、人工林率は64%と全国平均の46%を上回っている。この人工林の資源は充実しており、本格的な利用期を迎えている。

木材生産にあたっては、全国に先駆けて高性能林業機械のセット活用と高密度作業道、列状伐採との組み合わせによる「低コスト木材生産システム」の普及・定着に取り組み、近年では充実した人工林資源の活用を図るため、主伐・再造林・獣害対策を一貫して行う「循環型林業」の推進にも力を入れている。こうした取組の結果、本県の木材生産量は平成17年の7.8万m³を底に増加し平成29年度は13.1万m³に回復している。

一方、本県は古くから輸入材を中心とした製材業が盛んである中、近年は国産材の取扱量を増やそうとする傾向にある。さらに、平成30年度には豊田市において大型製材工場が稼働し、既存の大型製材工場とあわせて県内でのAB材の加工体制の充実が図られることとなる。また、沿岸部においては木質バイオマス発電所が建設され、これまでの製紙用チップに加え、燃料用チップの需要増加が見込まれており、県内においてA材からD材まで全ての需要がそろえることとなる。

これに加え、本県は名古屋市をはじめとする大消費地を抱えており、川上(木材生産現場)から川中(製材工場等)、川下(大工・工務店・建材メーカー等)とをつなぐための、高速道路を含む道路網が発達しており、効率的な木材流通が可能な地域となっている。なお、林内路網密度は23.8m/ha(公道を除くと12.1m/ha)となっているが、地域森林計画で定める目標の25m/ha(公道を除く)に向け、引き続き林内路網整備を進めていく必要がある。

林業労働者数は、他業種への転職や高齢者の退職などにより減少傾向にあり、平成25年は539人と5年前の583人に比べ44人の減少となっている。平均年齢は50代後半で依然として高いものの、年齢層別でみると50歳未満の労働者が増加する一方、50歳以上は減少しており、平均年齢は平成10年の64歳をピークに若返りが進み、平成25年では56歳となっている。

木材利用面では、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の基本方針である『あいち木づかいプラン』により、木造公共施設や土木工事への地域材利用を推進している。

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた方針

林業・木材産業の成長産業化を図る上では、森林から計画的・安定的に低コストで木材が生産されることが必要不可欠である。

この実現のためには、これまでの木材の生産・流通・加工体制を抜本的に改める必要があり、その手段として「林業・木材産業のICT化」を進めていく。

具体的には、航空レーザ計測を実施し、それにより得た詳細な森林資源情報や地形情報を活用した施業集約化による計画的・安定的な木材生産、専用ソフトを活用した効果的な路網計画の策定、川上(木材生産現場)と川中(製材工場等)の需給情報を共有し、川上が川中のニーズに的確に対応する「マーケットイン」の木材供給体制の構築を推進していく。

これらによって、木材の買い取り価格の向上と木材の生産コストの削減を同時に実現することが可能となり、増加分の利益を森林所有者に還元することで林業経営意欲を喚起するとともに、将来にわたり林業が継続されることで、計画的・安定的な木材生産につなげていく。

3 林業経営体の育成方針

本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、搬出間伐を進めるとともに、「循環型林業」を推進している。

そのため、林業経営体は、木材生産量の増加及び生産性の向上のため、森林施業地の取りまとめや高性能林業機械などを活用した木材生産システムの推進、主伐・植栽・獣害対策を一貫して行う新たな施業方法を実践できる林業技術者の育成に取り組むことが求められる。

また、生産した木材を販売する林業経営体においては、安定取引協定に基づく供給体制を一層強化した「マーケットイン」の木材安定供給体制の構築を推進していく。

そのほか、林業労働安全衛生の確保・強化や、雇用管理の改善などにより、林業労働力の安定的な確保に取り組む。

4 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体

別添のとおり。

5 間伐及び主伐・再造林の取組方針

昭和55年以降、木材価格が低迷し続け、森林所有者による林業経営が成り立たない状況が続いていることから、手入れが行き届かない森林が依然として多く存在しており、森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるためには、引き続き間伐等の森林整備が必要である。

これに加え、充実した本格的な利用期を迎えている森林資源を活用して、主伐・再造林を推進していくこととしており、実施にあたっては、低コストで植栽時期を長くすることが可能な少花粉コンテナ苗木への転換を進めるとともに、近年、生息数が増大しているニホンジカをはじめとする獣害対策を併せて実施していく。

6 路網整備に係る生産基盤強化区域

毛呂生産基盤強化区域、大ヶ蔵連生産基盤強化区域、羽布生産基盤強化区域、和合黒坂生産基盤強化区域、河上瀬柏洞生産基盤強化区域、田平沢平瀬生産基盤強化区域、坂宇場生産基盤強化区域、川合宇向貝津地内生産基盤強化区域、望月峠生産基盤強化区域、和田田代生産基盤強化区域

7 木材加工・流通の合理化等に関する取組方針

平成30年度に豊田市において大型製材工場が稼働し、既存工場と合わせて県内における加工体制の充実が図られる。近年、安定取引協定に基づく木材生産現場から製材工場等への原木直送の動きが拡大する中、この取組を一層強化させ、製材工場等の需要に木材生産現場が的確に応える「マーケットイン」の木材供給体制を構築する。

このため、航空レーザ計測により詳細な森林資源情報や地形情報を取得した上で、そのデータを活用した施業集約化による木材生産、専用のソフトウェアによる路網計画の合理化、需給のマッチングを行うシステム構築など木材の生産・加工・流通にICTを取り入れる取組を市町村、森林組合等林業事業者、製材工場等と連携しながら推進していく。

平成30年度の「木材産業等競争力強化対策」では、木材加工流通施設、木造公共建築物及び木質バイオマス利用促進施設の整備を行う。木材加工流通施設等の整備として、国内での需要が高まっている国産材の生産に対応するため、津田産業株式会社がプレカット加工機を導入し、国産材の専用ラインを整える。また、木造公共建築物等の整備として、多くの県民に木造化をアピールできる公園案内所や公立保育園を整備する。なお、公園案内所についてはモデル性の高いCLTを活用する。木質バイオマス利用促進施設の整備としては、新城市内の加温施設に薪ボイラー等を導入することで、化石燃料のみに頼らず木質エネルギーも活用し、地域内の持続的な熱供給に取り組む。

8 林業と木材産業の連携に関する方針

川上(木材生産現場)と川中(製材工場等)との連携にあたっては、意欲と能力のある林業経営体等と協定を締結し、安定的な原木の供給体制を整えるほか、ICTを活用した「マーケットイン」の木材供給システムを構築することとしている。これにより木材生産コストの削減が可能となるほか、製材工場等においても生産計画に見合った原木在庫を管理することができ、川上・川中双方に経済的メリットのある仕組みとなるため、現在の木材価格であっても、このコスト削減分を森林所有者への利益として還元し林業経営意欲の喚起につなげていく。

川下(大工・工務店・建材メーカー等)との連携については、意欲と能力のある林業経営体等が生産した地域材の情報を共有する仕組みを構築することで、木材加工施設や木質バイオマス施設へ計画的・安定的に提供するとともに、木造公共建築物に用いる材は県産の認証を受けた木材を積極的に活用するよう、県産材認証機構と施工者の連携を取る。また、ICTを活用した川上・川中の連携促進により製材工場等の経営の安定が図られることで川下側のニーズに合った製品を安定的に供給することが期待される。

9 事業実施期間

平成30年度～平成34年度

10 目標を定量化する指標

＜木材供給量の目標＞

	平成28年 (実績)	平成34年 (目標)
木材供給量	141	180

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体

番号	林業経営体名	所在地
1	有限会社池野商店	岡崎市百々町池ノ入30-108
2	岡崎森林組合	岡崎市明見町字田代9-1
3	カネ与木材株式会社	新城市二本松37-3
4	株式会社佐合木材	豊田市桑原町下須形426-5
5	設楽森林組合	北設楽郡設楽町小松字横吹32
6	新城森林組合	新城市長篠字下り箴69
7	株式会社田村組	新城市石田字南畑84-2
8	東栄町森林組合	北設楽郡東栄町本郷字南万場14-1
9	株式会社東海林材市場	豊橋市野田町字野田114-1
10	豊田森林組合	豊田市足助町横枕5
11	豊根森林組合	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平3
12	肥田木材	新城市上吉田字丙新多12-15
13	丸兼林業有限会社	豊田市北篠平町隠ヶ洞223
14	株式会社明善フォレスト	静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻70-5
15	株式会社緑豊	豊田市和合町田螺池305

※「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）の
5. 移行措置により選定